

監査委員の職務権限である監査等は法令で定められており、一般に次のように分類されます。

<監査委員が行なう監査等の種類一覧表>

監査等の種類			監査委員の監査		
			必ず実施	必要と認めて実施	要求・請求に基づき実施
財務 監査	定期監査	第 199 条第 4 項	○		
	随時監査	第 199 条第 5 項		○	
行政監査		第 199 条第 2 項		○	
決算審査		第 233 条第 2 項 公企法第 30 条第 2 項	○		
例月現金出納検査		第 235 条の 2 第 1 項	○		
定額の資金を運用するための 各基金の運用状況の審査		第 241 条 5 項	○		
財政援助団体等の監査		第 199 条第 7 項		○	
財政援助団体等の監査（長の要求）		第 199 条第 7 項			○
指定金融機関等の監査		第 235 条の 2 第 2 項 公企法第 27 条の 2		○	
指定金融機関等の監査（長の要求）		第 235 条の 2 第 2 項 公企法第 27 条の 2			○
事務 監査	住民の直接請求の監査	第 75 条第 1 項			○
	議会の請求の監査	第 98 条第 2 項			○
	長の要求の監査	第 199 条第 6 項			○
住民監査請求		第 242 条第 1 項			○
職員の賠償責任監査		第 243 条の 2 第 3 項			○

※各条項で法令名のないものは地方自治法を、「公企法」は地方公営企業法を指します。